

「新競争促進プログラム2010」の改定及び「新競争促進プログラム2010に関するプログレスレポート（第1次）」の公表について

<目 次>

- 「新競争促進プログラム2010の改定について」  
（概要）

別添

- 1 「新競争促進プログラム2010」（平成19年10月23日改定）
- 2 「新競争促進プログラム2010に関するプログレスレポート（第1次）」



総務省

# 新競争促進プログラム2010の改定 について

2007年10月

総務省総合通信基盤局

## 通信放送の在り方に関する政府・与党合意 (06年6月20日)

### ■通信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、**ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る**とともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

## 骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針) (06年7月7日閣議決定)

### ■世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

**「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。**

## 通信・放送分野の改革に関する工程プログラム (06年9月1日)

### ■通信関連

**公正競争ルールの整備等について**、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について検討し、**結論が得られたものから順次実施する。**

- 固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- 指定電気通信設備制度等の見直し
- その他公正競争確保のための競争ルールの整備

## 新競争促進プログラム2010 (06年9月19日)

## ICT 改革促進プログラム (07年4月20日)

### ■通信の競争促進

**「新競争促進プログラム」を引き続き着実に推進する。**NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を含む公正競争ルールの整備、販売奨励金の在り方を含む現行販売モデルの包括的見直し、MVNOの新規参入の促進などを含むモバイルビジネスの活性化策の展開等を図る。

06年9月以降、各種研究会等において検討。

## 新競争促進プログラム (06年9月19日)

ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ(2010年代初頭までに実施)

各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。

1. 設備競争の促進	各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進
2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し	市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備
3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し	他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し
4. 移動通信市場における競争促進	移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化
5. 料金政策の見直し	料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスカップ規制等の見直し
6. ユニバーサルサービス制度の見直し	ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し
7. ネットワークの中立性の在り方に関する検討	ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討
8. 紛争処理機能の強化	事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討
9. 市場退出ルールの見直し	事業者の市場退出等に対応し得る制度(債権保全制度)の整備
10. 競争ルールの一層の透明性の確保等	テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供

## 本プログラムのフォローアップ・改定(毎年1回)

- ✓進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表。
- ✓併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、プログラムの見直し(リボルビング)を実施。

プログレスレポート(第一次)及び新競争促進プログラム(改定)の公表  
(07年10月23日)

1. 設備競争の促進

2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

3. NTT東西の接続料の算定ルールの見直し

4. 移動通信市場における競争促進

5. IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備

6. 料金政策の見直し

7. ユニバーサルサービス制度の見直し

8. ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備

9. 紛争処理機能の強化

10. 消費者保護策の強化

11. その他

**競争セーフガード制度**の適切な運用(07年中に検証結果取りまとめ)

**指定電気通信設備制度**の包括的な見直し(08年中に具体的な結論)

NTT東西の**次世代ネットワークに係る接続ルール**の整備  
(情報通信審議会の審議を経て、07年度中を目途に結論)

**会計制度**の見直し(07年度中を目途に電気通信事業会計規則などを改正)

**固定電話接続料**(2011年度以降)の算定方法の検討  
(09年度中に接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論)

**光ファイバに係る接続料**の算定方法の見直し  
(NTT東西の申請を待って、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論)

**「モバイルビジネス活性化プラン」**(07年9月、別紙)の着実な実施

**通信端末**に係る技術基準・認証制度の見直し  
(技術基準について08年中を目途に制度整備、認証制度の運用について08年中に一定の結論)

IP化に対応した**ユニバーサルサービス制度**の見直し  
(08年4月を目途に情報通信審議会に諮問、08年中に一定の結論)

**帯域制御ガイドライン**の策定(08年春を目途)  
(「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」の検討を注視・支援)

**ネットワークの中立性と競争モデルの在り方**に関する検討  
(07年度中に新たな検討の場を設置、08年中を目途に一定の結論)

**プラットフォームの連携強化**に向けた検討  
(07年度中に新たな検討の場を設置、08年中を目途に一定の結論)

**消費者保護策**の強化(市場退出に関するセーフガード制度の検討を含む)  
(07年度中に新たな検討の場を設置、08年中を目途に検討結果を取りまとめ)

## 7つの現状認識

- 市場の成熟化
- 市場シェアの固定化
- 料金プランの複雑化
- モバイルコンテンツ市場の成長潜在性
- 端末・サービス一体型の事業展開
- ハイエンド型中心の端末市場の形成
- ソリューション系ビジネス(法人市場)における成長潜在性

## モバイルビジネス活性化プラン

モバイルビジネスにおける  
販売モデルの見直し

■新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】を08年度を目途に部分導入(遅くとも2010年時点で全面的導入を検討)

各事業者に対し、  
検討要請文書を発出。  
(07年9月21日)

■販売奨励金に係る会計整理の明確化(07年度中を目途に電気通信事業会計規則を改正)

■SIMロックの解除(2010年の時点で解除義務化について最終的に結論)

■端末プラットフォームの共通化の推進(端末テストベッドの構築等)

■MVNO事業化ガイドラインの再改定(※)による環境整備(07年度中に実施)  
※コンタクトポイント明確化、事業計画の聴取範囲の明確化、法制上の解釈の明確化

MVNOの新規参入の促進

■MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定(検討)

事業政策課内に  
「MVNO支援相談センター」  
を設置  
(07年9月21日)

■新規周波数の割当時におけるMVNOへの配慮(検討)

■消費者保護策の強化策(料金比較認定制度、コンサルティング認定制度、苦情処理機能の体制整備等)の検討

■プラットフォームの連携強化(IDポータビリティ、位置情報の利活用の推進、プッシュ型配信機能の利活用の推進等)の検討(07年度中を目途に検討開始)

モバイルビジネスの活性化に  
向けた市場環境整備の推進

07年中 競争評価(戦略的評価)→中間結果公表 → 07年度中にプラットフォーム機能に関する検討を開始

通信・放送の総合的  
法体系の検討  
ユビキタス特区の創設

モバイルアクセス  
網の多様化

## 新競争促進プログラム2010

平成18年9月19日

平成19年10月23日改定

総務省

ブロードバンド化の進展、PSTN(回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010」として取りまとめた。

なお、本プログラムについては、「新競争促進プログラム2010に関するプログレスレポート(第1次)」(07年10月)を踏まえ、所要の改定を行った。

### 1. 本プログラムの目的

本プログラムは、電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップであり、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」(06年9月)の具体的実施計画として位置づけられる。

具体的には、IP化の進展により市場構造の急速な変化が生じていることに対応して、端末からコンテンツ・アプリケーションに至る各レイヤー(事業領域)を念頭に置いたブロードバンド市場全体の包括的な競争ルールの見直しについて、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書(06年9月)等を踏まえて検討を進め、結論が得られたものから随時速やかに実施する。

### 2. 具体的施策

競争政策の展開に際しては公正競争の確保を基本とし、各事業者が自ら線路設備等のネットワークを構築する設備競争と、ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進するサービス競争の適正なバランスを図る。

また、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルの普及を念頭に置いた

公正競争の確保に留意する。

その際、競争中立性及び技術中立性を基本理念とし、当該基本理念を実現するため、以下の3項目で構成されるネットワークの中立性((8)参照)を確保するための原則を念頭に置いた施策展開を図る。

- ① 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること。
- ② 消費者が法令に定める技術基準に合致した端末をネットワークに自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること。
- ③ 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤー((8)(c)参照)を適正な対価で公平に利用可能であること。

#### (1) 設備競争の促進

##### (a) 線路敷設基盤の開放促進

NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設するための環境を整備するため、光引込線に係る電柱添架手続の簡素化等を推進する。

具体的には、07年4月に改正された「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(01年4月)について、その運用状況を定期的に検証することとし、毎年4月を目途に当該検証結果を公表するとともに、所要の見直しを行う。

併せて、必要に応じて、本ガイドラインに係る問題事案などをデータベース化し、関係事業者等の情報共有を図るなど、上記の検証手続の中で所要の措置を講じる。

##### (b) 地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進等

ブロードバンド網の全国整備に関しては、「IT新改革戦略」(06年1月、IT戦略本部決定)及び「u-Japan推進計画2006」(06年9月)を踏まえ、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することとしており、当該目標を達成するため、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)に基づき構築した、関係者(事業者、国、都道府県、市町村等)で構成する全国レベル及び地域レベルの推進体制において、都道府県単位で策定した「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」に基づき、引き続き、ブロードバンドの整備を促進する。

また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、上記の推進体制等を通じ、「地方公共団体が整備・保



有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続(第2版)」(04年6月)を周知徹底するとともに、当該光ファイバ網の開放状況を改めて検証し、開放可能な芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体等が整備・保有する光ファイバ網の一層の開放を図る。

なお、ブロードバンド基盤整備に係る地域格差の是正を着実に実施するため、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」において、ブロードバンド・ゼロ地域の解消及び携帯電話の不感地帯の解消に向けた政策支援の在り方について検討が行われており、07年度中を目途に検討結果を取りまとめ、速やかに所要の措置を講じる。

(c) アクセス網の多様化の推進

アクセス網の多様化を推進する観点から、引き続き、新しい無線アクセス技術の積極的な導入を図る。このため、2. 5GHz帯を用いた広帯域無線アクセス(BWA: Broadband Wireless Access)の導入に関し、全国バンドについては07年中を目途に周波数割当て事業者を決定するほか、固定系地域バンドについても、08年初以降に各地域(市区町村)において免許申請の受付を開始する。

また、CATV等の固定系ブロードバンドサービスについても、所要の環境整備を図る。

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の適切な運用

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的として07年度から運用を開始した競争セーフガード制度について、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(07年4月)等に基づき、その着実な実施を図ることとし、同年度の検証結果について07年中に取りまとめるとともに、当該検証結果を踏まえ、所要の措置を速やかに講じる。

なお、当該競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結

果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

(b) 共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備

NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(07年10月)を踏まえ、NTT東西からその子会社等への受託業務の効率化効果を把握すること等を内容とする会計制度の見直しを行うこととし、07年度中を目途に所要の措置を講じる。

また、その他の措置については、指定電気通信設備制度の包括的な見直し(次項(c)参照)の中で併せて検討する。

(c) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し

IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う。

具体的には、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(07年9月)を踏まえ、市場統合に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが可能な仕組みに移行するとともに、ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みを再構築する。このため、08年中を目途に指定電気通信設備制度の見直しについて具体的な結論を得て、その後速やかに所要の制度整備を実施し、2010年度までに運用を開始する。

(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、当事者であるNTT東西及びNTTドコモの申請を踏まえ、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(01年12月策定、07年7月改定)に沿って、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。

(e) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備

NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを07年度下期に開始するとしていることを踏まえ、競争事業者が当該次世代ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について情報通信審議会における審議を経て、07年度中を目途に結論を得るとともに、これを踏まえ、速やかに所要の制度整備を行う。

また、指定電気通信設備として指定されているNTT東西の地域IP網についても、当該指定の妥当性について、上記の接続ルール整備に向けた検討の中で結論を得る。

なお、NTT東西が次世代ネットワークを用いて行う業務については、当事者であるNTT東西の申請を踏まえ、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に沿って、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。

(f) 会計制度(接続会計及び役務別会計)の見直し

ネットワーク構造や市場構造が変化する中、こうした環境変化に対応した会計制度の見直しを行うことが必要である。このため、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(07年10月)を踏まえ、電気通信事業会計における役務区分の見直しのほか、接続会計における設備区分、費用配賦方法、減価償却費の見直し等を行うこととし、07年度中を目途に電気通信事業会計規則の改正等を行う。

なお、接続ルール等競争ルールの変更や新たなビジネスモデル等の進展を踏まえ、随時、機動的に見直しを行う。また、上記制度整備後3年を目途に見直しを行う。

(g) その他接続ルールの整備

情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(07年3月)を踏まえて講ずる措置(中継ダークファイバ及びコロケーションリソースの過剰保留の抑制、回線名義人情報の取扱いの改善、加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し、事後精算制度の廃止等)の着実な実施を図るとともに、引き続きその運用状況等についてNTT東西からの報告内容等を通じて検証する。

なお、NTT東西による接続事業者のサービスに係る屋内配線工事については、当面、事業者間協議に委ねることとしているが、このルール化の是非等について、NTT東西からの報告を踏まえ、07年度末を目途に改めて検討する。

(3) NTT東西の接続料の算定方法の見直し

(a) 固定電話の接続料の算定方法の見直し

固定電話の接続料に係る算定方法については、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(07年9月)を踏まえ、07年度

中に所要の制度整備(算定モデルの適用期間は08～2010年度の3年間)を行う。

また、2011年度以降の接続料の算定方法の見直しについては、09年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得る。その際、ユニバーサルサービス制度の在り方との整合性に留意する。(7)参照)

(b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

光ファイバに係る接続料の算定方法については、現在、7年間(01～07年度)を算定期間とする将来原価方式により算定されている。

当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。

(c) 次世代ネットワークに係る接続料の算定方法に係る検討

次世代ネットワークに係る接続料の算定方法については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討(上記(2)(e)参照)に併せて、07年度中を目途に結論を得る。

(d) その他

総務省が実施するスタックテストについては、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(07年7月)に沿って、NTT東西の実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時にこれを実施する。また、検証結果は、透明性を確保するため、可能な限り公開する。

(4) 移動通信市場における競争促進

モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備し、モバイルビジネス市場の一層の活性化を図る観点から、モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し、MVNOの新規参入の促進、モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進の3項目を主要施策とする「モバイルビジネス活性化プラン」(07年9月、別紙)(以下「活性化プラン」という。)を着実に実施する。

このため、「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」を開催し、定期的に活性化プランの進捗状況等について検証する。

また、MVNOの新規参入の促進については、統一的な相談窓口である「MVNO支援相談センター」(07年9月設置)の積極的な活用を図る。

#### (5) IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備

オープン性を確保したユビキタスネットワークを早期に実現し、世界に先駆けた製品開発や標準化を通じ、通信市場における健全な競争環境を実現するとともに、我が国のICT産業全体の国際競争力の向上を図る観点から、IP化に対応した通信端末の基本機能や認証制度の在り方等について、「IP化時代の通信端末に関する研究会」報告書(07年8月)を踏まえ、以下のとおり所要の環境整備を図る。

##### (a) 通信端末に係る技術基準・認証制度の見直し

IP化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準について、必要に応じて08年中に制度整備を行うとともに、通信端末の認証制度の運用については、当該技術基準に係る検討を踏まえ、08年中に一定の結論を得る。(「活性化プラン」2(3)(b)参照)

##### (b) 通信端末の相互接続検証のためのテストベッドの整備

携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、08年夏を目途に結論を得る。(「活性化プラン」2(3)(b)参照)

##### (c) 利用者保護を確保するための端末利用環境の整備

携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において検討を行い、08年夏を目途に結論を得る。(「活性化プラン」2(3)(c)参照)

#### (6) 料金政策の見直し

多様なビジネスモデルが登場し、料金体系が多様化する中、現行のプライスキップ制度の在り方について見直しを行うこととし、ユニバーサルサービス制度の見直し(下記(7)を参照)に併せて検討する。

なお、プライスカップ制度については基準料金指数(現行指数は06年10月から3年間適用)の見直しが09年度に予定されていることを踏まえつつ検討を行う。

また、新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から、料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、適宜、当該事案を基にガイドラインを策定するほか、利用者保護法制の拡充、標準的料金バスケットの開発等について、適宜検討を行う。

#### (7) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要がある。

このため、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を07年中に取りまとめるとともに、これを踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、08年4月を目途に情報通信審議会に諮問し、同審議会における審議を経て、08年中に一定の結論を得る。

また、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針の進捗等を踏まえつつ、本格的なIP網への移行を念頭に置いた制度見直しに係る検討を行い、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

#### (8) ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備

IP化が進展する中、ネットワークの利用の公平性(通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性)やネットワークのコスト負担の公平性(通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性)といった、いわゆるネットワークの中立性の在り方について検討を行う。

このため、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(07年9月)を踏まえ、ネットワークの中立性を巡る諸課題について、引き続き、以下の検討を行う。

##### (a) ネットワークの効率的運用に向けた環境整備

ネットワークトラフィックの増大に対応し、一般ユーザーへの帯域確保を目的として実施される帯域制御の運用基準のガイドラインを策定することを目的として、07年9月、電気通信事業関連4団体(日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会及び日本ケーブルテレビ連盟)が設

置した「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において、08年春を目途に当該ガイドラインが策定されることとなっており、同協議会の検討を注視・支援する（総務省はオブザーバーとして参加）。

また、P2Pによるトラフィック分散に関する技術的・社会的実験を行うことを目的として、07年8月設置された「P2Pネットワーク実験協議会」において、P2P映像配信モデルや共同配信コンテンツセンターモデルの在り方について検討が行われているところであり、同協議会における検討を注視・支援する（総務省はオブザーバーとして参加）。

(b) ネットワークの中立性と競争モデルの在り方に関する検討

従来と異なる収益モデルを有するビジネスモデルの登場、インターネットのボーダーレス化が競争環境に及ぼす影響、これに関連するインターネットガバナンスの在り方、IPv4からIPv6への移行に伴う市場環境整備の在り方、地方におけるISPやCATV事業者等のビジネス展開の方向性など、ネットワーク構造や市場環境が大きく変わる中であって、ネットワークの中立性と競争モデルの在り方に関連する広範にわたる中期的な政策課題を抽出・整理することを目的として、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に一定の結論を得る。

なお、IPv4からIPv6への移行については、08年3月を目途に検討結果を取りまとめる「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」の議論を参照する。

(c) プラットフォームの連携強化に向けた検討

固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID等を含むプラットフォーム機能の利活用等について、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に取りまとめを行う。その際、携帯端末のAPI(Application Programming Interface)のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。（「活性化プラン」2(3)(a)参照）

また、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、その結果を07年中に中間公表するとともに、08年6月を目途に取りまとめる。（「活性化プラン」2(3)(a)参照）

(9) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

具体的には、意見申出制度(電気通信事業法第172条)について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、07年中に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

#### (10)消費者保護策の強化

ブロードバンド化やIP化の進展による料金やサービスの多様化、マルチステークホルダーが関与するビジネスモデルの普及等が進展する中、急激な市場環境変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策を検討するため、07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に検討結果を取りまとめる。

具体的には、通信サービスに関する利用者保護のための基本的ルールの在り方、消費者保護を業務とする関係機関との連携も含めた苦情処理体制の拡充、料金比較手法に関する認定の仕組みの在り方、ADR(Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理制度)を含む紛争処理機能の強化等を含め、多角的な観点から検討を行う。また、当該検討に際しては、広く提案募集を行うなど、関係各方面の意見等を十分に踏まえて行う。

また、電気通信事業者の市場退出ルールについては、市場退出に関するセーフガード制度として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(06年12月)の適正な運用に努めるとともに、電気通信事業者の市場退出に係る利用者保護策の在り方についても、上記の検討の場において併せて具体化を図る。

#### (11) その他

競争ルールの一層の透明性の確保を図る観点から、06年9月に運用を開始した「テレコム競争政策ポータルサイト」を引き続き随時更新し、本プログラムの進捗状況や関連制度に係る情報について一覧性をもって提供するよう努める等



の措置を講じる。

また、電気通信番号の在り方についても情報通信審議会等の場において引き続き見直しを図る。

その他、国際的に生じる新たな課題について、必要に応じて行政も積極的に関与するとともに、競争ルールの国際的整合性を確保する観点から、OECD、ITU、APEC等のマルチ(多国間)の政策協議はもとより、バイ(二国間)の政策協議を通じ、積極的に政策動向についての情報発信を行い、各国政策当局間のコンセンサスの醸成等を図る。

### 3. 本プログラムのフォローアップ

本プログラムについては、透明性を確保する観点から、毎年7月を目途に進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表する。

また、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、必要に応じ、各施策の展開に際しては意見招請手続など透明な手続を確保しつつ、プログラムの見直し(リボルビング)を実施する。

なお、本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の時点で通信法制全般について総合的な検証を実施するものとする。

#### (参 考)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日)において、通信関連については、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」とともに、「NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」とこととされた。また、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」とこととされた。

これを受け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(06年7月7日閣議決定)において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」旨決定された。

(別紙)

## モバイルビジネス活性化プラン

平成19年9月21日

総務省

ブロードバンド化や IP 化が急速に進展する中、モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備し、モバイルビジネス市場の一層の活性化を実現することにより利用者利益の向上等を図る観点から、「モバイルビジネス研究会」報告書(07年9月)を踏まえ、2011年を目標年限として実施する施策について、「モバイルビジネス活性化プラン」として取りまとめた。

なお、本活性化プランは「新競争促進プログラム2010」の一部を構成するものとして位置付けられる。

### 1. 本活性化プランの目的

本活性化プランは、モバイルビジネス市場において、現行ビジネスモデルに加え、(a)ネットワークの別を問わず、端末を接続して利用できる環境、(b)端末に自由にアプリケーション等を搭載して、利用者が希望するサービスを自由に選択できる環境、(c)端末・通信サービス・コンテンツ等のそれぞれの価格・料金が利用者に分かりやすく提示されている環境が実現する「オープン型モバイルビジネス環境」を通じて、モバイルビジネス市場全体の活性化を図ることを目的とする。

### 2. 具体的施策

#### (1) モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

##### (a) 新料金プランの導入に向けた検討促進

端末価格と通信料金が一体となっている現行の販売モデルについて、08年度を目途に、端末価格と通信料金が利用者からみて明確に区分された新料金プラン（利用期間付契約を含む。）を部分導入すべく所要の環境整備を図ることとし、各事業者に対して速やかに政策方針を示し、各事業者における取組を促すとともに、各事業者の動向を注視する。

また、新料金プランの導入に係る各事業者の取組や、当該プランの導入が関係各方面に及ぼす影響等について引き続き検証を行い、遅くとも2010年を目途に新料金プランに係る総合的な評価を行い、新料金プランの本格導入に向けた結論を得る。

なお、上記の検証に際しては、ポイントサービスが新料金プランの趣旨を没却するものでないかどうか等についても留意する。

#### (b) 販売奨励金に係る会計整理の明確化

現行の販売奨励金は、端末販売の促進を目的とする端末販売奨励金と通信サービス契約の締結・維持を目的とする通信販売奨励金の2つに大別されるが、両者を電気通信事業会計において分計することとし、所要の電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）の見直しについて07年度中を目途に実施し、08年度から施行する。

なお、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計について各事業者間の統一的な運用を確保するため、会計規則の改正に併せて、当該分計に関する運用指針を策定・公表する。その際、接続料及び卸電気通信役務の原価から端末販売奨励金を除くこととする。

また、上記改正後の会計規則に基づく会計実績を踏まえ、接続料及び卸電気通信役務の料金の適正性等について、定期的に検証を行う。

#### (c) 消費者に対する説明事項の見直し

新料金プランの導入に伴う消費者の理解を促す観点から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条（提供条件の説明）の趣旨を踏まえ、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（04年3月、最近改正06年11月）について、上記(a)に併せて所要の見直しを行う。

#### (d) SIM ロック解除に向けた検討

SIM ロックについては原則解除する方向で検討を進める。具体的には、今後の

BWA(Broadband Wireless Access)の進展や端末市場の動向を踏まえつつ、3. 9G や4G を中心に SIM ロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。

## (2) MVNO(Mobile Virtual Network Operator)の新規参入の促進

### (a) MVNO 事業化ガイドラインの再見直し

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(いわゆる「MVNO 事業化ガイドライン」)(02年6月、改正07年2月)について、MNO(Mobile Network Operator)コンタクトポイントの明確化、MNOによる事業計画の聴取範囲の明確化、MNOとMVNOとの間における事業者間接続等に関する法制上の解釈の具体化等を図る観点から、07年度中にその見直しを実施する。

### (b) MNO の卸電気通信役務に関する標準プランの策定

MVNO が事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNO の新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNO が卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)を策定する等の情報開示を行うことについて、各事業者に対して検討を促すとともに、各事業者の動向を注視する。

### (c) 新規システムに係る周波数の割当時における MVNO への配慮

今後、新規システムに係る周波数の割当てを行う場合、当該周波数の有効利用を図る観点から、原則としてMVNOによる無線設備の利用促進のための計画を策定する方向で検討を行う。

### (d) 行政における担当窓口の明確化

MVNO 参入希望者等からの照会等に一元的に対応するため、速やかに総合通信基盤局内に担当窓口を設け、関係各課の連携強化を図る。また、総務省ホームページにおいてMVNO 関連情報を統合的に提供するため、07年中に所要の措置を講じる。

## (3) モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

#### (a) プラットフォームの連携強化に向けた検討

固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS 制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID、位置情報、プッシュ型配信機能を含むプラットフォーム機能の利活用等について、07年度中を目途に検討を開始する。その際、携帯端末の API (Application Programming Interface) のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。

また、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、その結果を07年中に中間公表するとともに、08年6月を目途に分析結果を取りまとめる。

なお、ID ポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等については、「新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発」(08年度予算要求)の一環として推進する。

#### (b) 端末プラットフォームの共通化の促進

携帯端末のプラットフォーム技術の共通化や3. 9G 及び4G 等の次世代移動通信システム技術の試験・実験のための共通基盤については「次世代移動通信システムの研究開発」(08年度予算要求)の一環として具体化を図る。

また、携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、08年夏を目途に結論を得る。

さらに、IP 化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準について、必要に応じて、08年中に制度整備を行うとともに、通信端末の認証制度の運用については、技術基準の検討を踏まえ、08年中に一定の結論を得る。

#### (c) 消費者保護策の在り方に関する多角的検討

サービスの多様化等に対応した消費者保護策の拡充を図る観点から、料金比較手法に係る認定制度の導入、消費者の苦情等に係る体系的な整理・情報提供の仕組みや ADR (Alternative Dispute Resolution) の構築、携帯端末に係る販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討その他の消費者保護策の在り方に関する多角的検討を07年度中に開始し、08年中を目途に結論

を得る。

また、携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」において検討を行い、08年夏を目途に結論を得る。

#### (d) ユビキタス特区の創設

「ICT 改革促進プログラム」(07年4月)及び「ICT 国際競争力強化プログラム」(同年5月)に基づき、08年1月を目途にユビキタス特区を創設し、固定通信、移動通信、コンテンツ、アプリケーションが融合・連携したサービスの開発、実証実験等を実施する。

#### (e) モバイルアクセス網の多様化の推進

5GHz帯の高速無線 LAN(802. 11n方式)や2. 5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステムの導入、地上アナログテレビジョン放送の終了後の空き周波数の有効利用、及びこれに関連する700MHz/900MHz帯の周波数利用等、新しい周波数割当によるモバイルアクセスの多様化について、技術間競争の促進を念頭に置きつつ取り組む。

また、フェムトセルの導入に係る法制上の取扱いについて、07年度末を目途に一定の結論を得る。

#### (f) 通信・放送の総合的法体系の検討

モバイルビジネスを含む通信・放送の融合・連携を促進し、新事業の創出を促す観点から、通信・放送の法体系の見直しについて、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」における検討結果について07年中を目途に取りまとめる。

### 3. 本活性化プランのフォローアップ

本活性化プランについては、学識経験者等で構成する「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」(以下「評価会議」という。)を定期的を開催し、その進捗状況等について検証する。

また、モバイルビジネスを取り巻く市場環境が急速に変化していることにかんがみ、市場実勢に則した施策展開を確保する観点から、本活性化プランについては評価会議の審議を経て、原則として毎年1回見直しを行うこととする。

なお、当該見直しについては、本活性化プランが「新競争促進プログラム2010」の一部を構成するものであることにかんがみ、同プログラムの見直し(リボルビング)に反映させる。また、同プログラムの進捗状況に係る報告書(プログレスレポート)において、本活性化プランに係る進捗状況も併せて取りまとめの上、公表する。

## 新競争促進プログラム2010

### に関するプログレスレポート

#### (第1次)

平成19年10月23日

総務省

電気通信市場における一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図る観点から、平成18年9月19日、「新競争促進プログラム2010」を策定・公表し、これを踏まえ、公正競争ルールの整備等の観点から様々な施策を講じてきた。

本プログラムにおいては、透明性を確保する観点から、その進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめることとしたところである。

本プログレスレポート(第1次)は、平成19年10月23日現在の進捗状況を取りまとめたものである。

「新競争促進プログラム2010」の策定を受け、総務省では、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」を踏まえ、所要の措置を講じたほか、「モバイルビジネス研究会」、「ネットワークの中立性に関する懇談会」、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」等を開催し、各項目について具体的な検討を行い、結論が得られたものから随時速やかに実施している。

なお、「新競争促進プログラム2010」の具体的な進捗状況は別紙のとおりである。



(別紙)

## 新競争促進プログラム2010の進捗状況について

07年10月23日現在

項 目	内 容	進 捗 状 況
<p>(1)設備競争の促進</p> <p>(a)線路敷設基盤の開放促進</p>	<p>NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設するための環境を整備するため、光引込線に係る電柱添架手続の簡素化等を推進する。</p> <p>具体的には、06年度中を目途に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(01年4月)を改正し、当該簡素化手続を本ガイドラインに盛り込み、07年度から施行する。</p> <p>また、関係事業者等で構成するフォローアップ体制を構築し、当該簡素化手続の運用状況等について検証を行うこととし、当該検証結果については定期的(年1回)に公表するとともに、必要に応じ、上記ガイドラインの見直しを行う。</p> <p>併せて、07年度以降、本ガイドラインに係る問題事案などをデータベース化し、関係事業者等の情報共有を図る。</p>	<p>「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」について、見直しに向けた意見募集結果を踏まえ、07年4月、改正ガイドラインを公表し、運用を開始した。当該ガイドラインにおいては、06年1～12月まで東京及び大阪の2箇所で開催した光引込線等に係る電柱添架手続の簡素化等の試行実施結果(電柱保有者や通信事業者等の参画を得て実施)を踏まえて改正が行われた。</p> <p>具体的には、定型かつ反復して行われる光引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合の手続の簡素化・効率化のための規定の整備等を行った。</p>
<p>(b)地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進</p>	<p>ブロードバンド網の全国整備に関しては、IT新改革戦略(06年1月、IT戦略本部決定)及びu-Japan推進計画2006(06年9月)を踏まえ、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することとしており、当該目標を達成するため、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)に基づき、関係者(事業者、国、都道府県、市町村等)で構成する全国レベル及び地域レベルの推進体制の構築等を行う。</p>	<p>「次世代ブロードバンド戦略2010」を踏まえ、(財)全国地域情報化推進協会の下に、地方公共団体、電気通信事業者、学識経験者等で構成する「情報通信インフラ委員会」(委員長：斎藤忠夫東京大学名誉教授)を設置し、07年4月、各都道府県単位で「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ(Ver1.0)」を策定するとともに、「ブロードバンド整</p>

	<p>また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、上記の推進体制等を通じ、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」（02年7月）を周知徹底するとともに、当該光ファイバ網の開放状況を改めて検証し、07年夏頃を目途として、今後開放を予定する芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体等が整備・保有する光ファイバ網の一層の開放を図る。</p>	<p>備マニュアル（Ver1.0）」及び「ブロードバンド整備・利活用事例集（Ver1.0）」を策定・公表した。</p> <p>また、同年10月、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」（座長：黒川和美法政大学経済学部教授）を開催し、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や携帯電話不感地帯の解消を実現するための具体的施策に関する検討を開始した。</p> <p>また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、上記「ブロードバンド整備マニュアル（Ver1.0）」に「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第2版）」（04年6月）を掲載し、開放手続の周知徹底を行うとともに、地方公共団体における開放に向けた取組状況について07年中を目途に調査を行っている。</p>
<p>(c)アクセス網の多様化の推進</p>	<p>5GHz帯の高速無線LANシステムや2.5GHz帯を用いた広帯域移動無線システムの導入等、新しい無線アクセス技術の積極的な導入を図る。また、CATV等の固定系ブロードバンドサービスについても、必要に応じ、所要の環境整備を図る。</p>	<p>2.5GHz帯の広帯域無線アクセスシステムに関し、全国バンドについては、07年5月、全国単位で30MHzずつ最大2社に割り当てることなどを内容とする特定基地局の開設指針案を発表し、意見募集の結果も踏まえ、同年7月、電波監理審議会への諮問及び同審議会からの答申を受け、同年8月、当該開設指針を告示したところであり、同年9月から10月にかけて開設計画認定の申請を受け付け、年内を目途に周波数割当て事業者を決定することとしている。</p> <p>また、固定系地域バンドについては、07年5月に免許</p>

		<p>方針案を発表し、意見募集の結果も踏まえ、同年7月に免許方針を決定したところであり、08年初以降、各地域において免許申請を受け付けることとしている。</p> <p>さらに、5GHz帯の高速無線LANの導入について、06年12月の情報通信審議会における技術的条件に係る一部答申を踏まえ、07年6月、関係省令等を整備した。</p>
<p>(2)指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し</p> <p>(a)競争セーフガード制度の整備</p>	<p>PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。</p> <p>このため、プラットフォーム機能（認証・課金、QoS制御等）を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件（NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む）の有効性について定期的（年1回）に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定する。</p> <p>当該セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。</p>	<p>競争セーフガード制度については、07年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表し、同年7月に意見募集を行い、さらに同年8月、当該意見募集の結果公表及び再意見の募集を行った（同年9月、再意見募集の結果公表）。これらを踏まえ、今後、検証結果案を策定し、当該案に係る意見招請を行った上で、年内を目途に検証結果を取りまとめ、所要の措置を講じることとしている。</p>
<p>(b)共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備</p>	<p>NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、まずは詳細な実態を把握し、速やかに競争ルールの整備など所要の措置を講じる。</p>	<p>07年10月、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書（(2)(f)参照）において、NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営に</p>

		<p>ついて、NTT東西の接続料原価算定の適正化を図る観点から、NTT東西からその子会社等への受託業務の効率化効果を把握すること等を内容とする会計制度の見直しが提言された。</p>
<p>(c) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し</p>	<p>IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う。当該検討は、ネットワークの中立性の在り方に関する検討（下記（7）を参照）と併せて行う。</p> <p>具体的には、競争評価の結果等を踏まえて市場画定を行い、各市場ごとに市場支配力を認定する仕組みを基本として、07年度中を目途に可能な限り具体的な制度設計を行い、その後速やかに所要の制度整備を実施することとし、2010年度までに運用を開始する。</p>	<p>「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書（(7)参照）において指定電気通信設備制度の包括的な見直しについて、市場統合に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが可能な仕組みに移行するとともに、ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みを再構築することが必要である旨提言された。</p> <p>具体的には、市場画定において客観的な基準により機動的な市場画定を行うとともに、市場支配力の認定に際しては、複数の市場に係る市場支配力の認定が可能な仕組みを整備し、隣接市場への市場支配力のレバレッジのおそれや共同的な市場支配力の評価を行うこととし、当該市場支配力が認定された場合、ドミナント規制に係る行為規制等が適正に確保されるよう所要の措置を講じることが適当である旨提言された。</p>
<p>(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC (Fixed Mobile Convergence) サービスの提供については、当事者であるNTT東西及びNTTドコモの申請を踏まえ、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。</p> <p>なお、政策の予見可能性を高める観点から、当該案件に係る</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービス等については、07年7月、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正を実施した。その中で当該FMCサービスについては、公正競争を確保するために必要な措置として、NTT東西及びNTTドコモが原則として別個に設備等を</p>

	<p>公正競争要件の確保に係る基本的考え方を整理し、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(01年12月)の見直しを07年夏までに行う。</p>	<p>構築して業務を営むことや、両者が排他的な共同営業を行わないことを活用業務認可の際の要件とすることが明確化された。</p>
<p>(e)NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備</p>	<p>NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを07年度下期に開始するとしていることを踏まえ、競争事業者が当該次世代ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場を設け、本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ、検討を行う。</p> <p>なお、当該検討において結論が得られたものについては、随時、情報通信審議会の審議を経て、速やかに所要の制度整備を行う。</p> <p>また、指定電気通信設備として指定されているNTT東西の地域IP網について、次世代ネットワークの構築状況などを注視しつつ、当該指定の妥当性について併せて検討を行う。</p>	<p>NTT東西の次世代ネットワークを用いたサービスに係る活用業務認可の基本的考え方について、07年7月、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正を実施し、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行う場合は当該認可が必要であること、NTT東西は伝送ネットワーク設備等について両者が別個に構築した上で業務を営むこと等を記載し、当該活用業務認可の運用方針の明確化を図った。</p> <p>また、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールについては、07年9月、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書((7)参照)において、オープン化の対象範囲、接続料の算定方法、接続に要する期間(合理的な同等性の確保)、映像配信プラットフォームのオープン性の確保、FMCの円滑な連携の実現等の必要性について提言された。</p> <p>これを踏まえ、同年同月、次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集を行い、今後、同年10月の情報通信審議会に当該接続ルールの在り方について諮問することとしている。</p>
<p>(f)会計制度(接続会計及び役務別会計)の見直し</p>	<p>ネットワーク構造や市場構造が変化する中、こうした環境変化に対応した会計制度の見直しを行うことが必要である。このため、電気通信事業における会計制度(接続会計及び役務別会</p>	<p>06年11月から「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」(座長:東海幹夫青山学院大学教授)を開催し、07年10月、報告書を取りま</p>

	<p>計)の在り方について検討の場を設け、07年夏を目途に結論を出し、所要の制度整備を行う。</p>	<p>とめた。その中で、接続会計の設備区分の見直し、電気通信事業会計の役務区分等の見直し、費用配賦の見直し、減価償却費の見直し、NTT東西とその子会社等との取引の透明化等について提言された。</p>
<p>(g)その他接続ルールに関連する事項</p>	<p>上記のほか、接続ルールに関する具体的な改善措置を講じる観点から、コロケーションルールの見直し、屋内配線工事に関するルール整備、回線名義人情報に関する取扱いの見直し等を行う。</p> <p>その際、関係事業者からルール見直しに関する具体的な提案募集を先ず実施し、当該提案に合理性があると認められるものについて所要の制度整備を図る。</p> <p>上記の制度整備については、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する。</p>	<p>06年10月、「接続ルールの見直しに関する提案募集」を実施するとともに、同年同月、情報通信審議会に対し、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」と題する諮問を行い、07年3月、同審議会から答申された。これを受け、以下の措置が講じられた。</p> <p>a)スタックテストについては、07年6月、接続料規則を改正し、その実施の根拠規定を整備するとともに、同年7月、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表し、運用ルールを整備した。</p> <p>b)中継ダークファイバの空き芯線の有無に係る回答と芯線の保留が一体として運用されている仕組みを改め、必要な場合にのみ芯線の保留を行うとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要な回線保留を抑制する仕組みとするため、07年4月、NTT東西に対して行政指導(要請)が行われ、これを踏まえて、同年7月、NTT東西の接続約款の変更認可申請が行われた。</p> <p>c)コロケーションリソースの過剰保留を抑制するため、無料保留期間の短縮等を行う措置が講じられた(上記bと共通のプロセスにより実施)。</p>

		<p>d) 電柱におけるコロケーションについて、07年6月、関係省令等の改正を行った。これを踏まえて、同年7月、NTT東西の接続約款の変更認可申請が行われた。</p> <p>e) NTT東西による接続事業者の屋内配線工事について、当面、事業者間の協議に委ねることとし、その実施状況について四半期ごとにNTT東西からの報告を求める(上記bの行政指導に含まれる)とともに、07年度末を目途に本件に係るルール化の是非を改めて検討することとした。</p> <p>f) 回線名義人情報の取扱いについて、名義人即時回答システムのロジック改修による正誤判定の改善について、NTT東西に対して検討を要請した(上記bの行政指導に含まれる)。</p> <p>g) 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し(接続開始までに申込みをキャンセルした場合の実費用負担を接続事業者が行う仕組み等)を行った(上記bと共通のプロセスにより実施)。</p> <p>h) 07年6月、接続料規則を改正し、事後精算制度を廃止するとともに、事前に接続料が確定する方式を導入した。</p> <p>i) 上記hの接続料規則の改正に関連して、07年7月、自己資本利益率の算定に用いる<math>\beta</math>値の見直しについて、NTT東西に対し検討要請を行った。</p>
(3) NTT東西の接続料の算定方法の見直し		

<p>(a)固定電話の接続料の算定方法の見直し</p>	<p>固定電話の接続料に係る今後の算定方法（現行ルールは05～07年度の3年間適用）については、長期増分費用モデル研究会における検討結果を踏まえ、情報通信審議会の審議を経て、07年中に結論を得る。</p> <p>その際、08～09年度の接続料算定の在り方について具体的な結論を得るとともに、2010年度以降の接続料算定の在り方に係る基本的な方向性についても検討を行い、一定の結論を得る。</p>	<p>固定電話の接続料算定の在り方については、07年4月、「長期増分費用モデル研究会」（座長：齋藤忠夫 東京大学名誉教授）において改定モデル（経済的耐用年数の適正化、交換機設備の維持延命に伴うコストの反映、データ系サービスとの設備共用の反映等を主な改修点とする第4次モデル）が取りまとめられたのを受け、同年同月、情報通信審議会に対して諮問を行い、同年9月、答申された。</p> <p>本答申においては、08～2010年度の接続料算定の在り方について、上記の改定モデルを基に、NTSコストを5年間で段階的に基本料費用に付け替えるという原則を維持しつつ、き線点RT-GC間伝送路に係る費用を段階的に接続料原価に算入することとした（本件に係る接続料規則の所要の改正を速やかに行う予定）。</p> <p>上記の見直しは、ユニバーサルサービス制度における利用者負担の抑制を図る観点から、当該制度における補てん対象額の算定方法を変更することに伴う措置である。</p> <p>情報通信審議会答申においては、08～2010年度の接続料算定の在り方のほか、2011年度以降の接続料算定の在り方について、IP化の影響を加味したボトムアップLRIC方式、トップダウンモデルによるLRIC方式、実績原価方式、実際費用方式とLRIC方式のハイブリッドモデル、定額制接続料、プライスキップ方式、ビルアンドキープ方式など、今</p>
-----------------------------	---	---



		後想定され得る接続料算定方式について基本的考え方が整理された。
(b)光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し	<p>光ファイバに係る接続料の算定方法については、現在、7年間（01～07年度）を算定期間とする将来原価方式により算定されている。</p> <p>当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。</p>	特段の動きはなかった。
(c)次世代ネットワークに係る接続料の算定方法	次世代ネットワークに係る接続料の算定方法については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場（上記（2）（e）を参照）において、併せて検討を行う。	<p>07年9月に公表された「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書（(7)参照）において、接続料の算定方法について、IP網の特性を踏まえた接続料の算定方法の検討の必要性、次世代ネットワークの構築による適正な利潤の確保等の必要性等について提言された。</p> <p>また、同年同月、次世代ネットワークに係る接続料を含む接続ルールに関する提案募集を行い、今後、同年10月の情報通信審議会に当該接続ルールの在り方について諮問することとしている((2)(e)参照)。</p>
(d)その他	スタックテストの運用ルールの整備、事後精算制度の見直し等について、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する。	上記(2)(g)参照。
(4)移動通信市場における競争促進 (a)MVNO事業化ガイド	MVNO (Mobile Virtual Network Operator) の新規参入の促進を	07年2月、「MVNO事業化ガイドライン」を改正・公表

<p>ラインの見直し</p>	<p>通じて移動通信市場の更なる活性化を図る観点から、06年中を目途に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(いわゆる「MVNO事業化ガイドライン」)(02年6月)を改正し、MNO(Mobile Network Operator)側の技術仕様及び取引条件やMVNE(Mobile Virtual Network Enabler)の位置付けの明確化等を行う。</p>	<p>し、当該ガイドラインの対象とするMVNOなどの事業範囲、卸電気通信役務若しくは事業者間接続による事業展開の方法等について明確化が図られた。</p>
<p>(b) 端末認証制度の見直し等</p>	<p>オープン性を確保したユビキタスネットワークを早期に実現し、世界に先駆けた製品開発や標準化を通じ、我が国のIT産業全体の国際競争力の向上を図る観点から、IP化に対応した端末の基本機能や認証制度の在り方等について、06年中に検討の場を設け、07年中に結論を得る。</p>	<p>IP化の進展に対応した通信端末について、その未来像や広く円滑な利用を推進するための機能の在り方及び必要となる方策について、多様な観点から検討することを目的として、06年12月、「IP化時代の通信端末に関する研究会」(座長:相田仁東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)を開催し、07年8月、報告書を取りまとめた。</p> <p>これを受け、同年9月、多様な端末のオープンな接続を可能とする観点から、新たな端末機能を踏まえた認証制度の在り方について、情報通信審議会に諮問し、検討を開始した。</p> <p>また、端末に係るトラブルに係る「責任分担モデル」を策定し、端末利用を巡る消費者保護を図る観点から、07年9月、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」の下に「IP端末部会」(部会長:相田仁東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)を設け、通信事業者、ベンダ、利用者等で構成する作業部会において具体的検討を開始した。</p>
<p>(c) 移動通信市場におけるビジネスモデルの検証</p>	<p>移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、各レイヤーを含む移動通信市場の将</p>	<p>07年1月から「モバイルビジネス研究会」(座長:齋藤忠夫東京大学名誉教授)を開催し、同年9月、報告書を</p>

	<p>来像やビジネスモデルの多様化の方向性について多角的な観点から検証するとともに、販売奨励金やSIMロックの在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方、ユーザーIDの取扱い等についても併せて検討を行う場を設け、07年夏を目途に結論を得る。</p>	<p>取りまとめた。</p> <p>これを受け、同年同月、モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し、MVNOの新規参入の促進、モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進等を内容とする「モバイルビジネス活性化プラン」を公表したほか、端末価格と通信料金の区別の明確化について携帯各社に対して検討を要請した。また、総務省総合通信基盤局事業政策課内に「MVNO支援相談センター」を設置し、MVNO事業に係る相談窓口の一本化を図った。</p>
<p><b>(5)料金政策の見直し</b></p>	<p>多様なビジネスモデルが登場し、料金体系が多様化する中、現行のプライスカップ制度の在り方について見直しを行うこととし、ユニバーサルサービス制度の見直し（下記（6）を参照）の中で併せて検討する。</p> <p>なお、プライスカップ制度については基準料金指数（現行指数は06年10月から3年間適用）の見直しが09年度に予定されていることを踏まえつつ検討を行う。</p> <p>また、新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から、料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、適宜、当該事案を基にガイドラインを策定するほか、利用者保護法制の拡充、標準的料金バスケットの開発等について、適宜検討を行う。</p>	<p>「ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会」報告書案（(6)参照）において、仮に加入電話以外の新たなサービスの低廉性の適正水準を判断することが求められる場合、当該ユニバーサルサービスの料金そのものの水準の適否を直接的に現状のプライスカップ規制に求めることは困難であり、当該新サービスの低廉性の適正水準について、他の代替的サービスや追加的なサービス機能の有無等を踏まえ、別途検討を行うことが必要である等の指摘がなされた。</p>
<p><b>(6)ユニバーサルサービス制度の見直し</b></p>	<p>国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、その見直しを図る必要がある。</p> <p>このため、当該制度の見直しに向けて想定される複数の選択</p>	<p>07年1月から「ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会」（座長：菅谷実慶 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授）を開催し、07年9月、PSTNからIP網への移行段階を踏まえたユニバーサルサービス制度の見直しの方向性（IP化が相当程度進展した</p>

	<p>肢について検討（フィージビリティスタディ）を行う場を設け、07年中に検討結果を公表する。</p> <p>なお、当該制度の見直しに向けた本格検討については、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針を念頭に置きつつ、上記の検討結果や制度運用の実態等を踏まえ、09年に情報通信審議会の審議を経て、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。</p>	<p>段階ではユニバーサルアクセスを確保する仕組みへ移行)を提言する報告書案を取りまとめ、現在、意見招請手続を実施しており、年内を目途に報告書を取りまとめることとしている。</p>
<p>(7)ネットワークの中立性の在り方に関する検討</p>	<p>IP化が進展する中、ネットワークの利用の公平性（通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性）やネットワークのコスト負担の公平性（通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性）といった、いわゆるネットワークの中立性の在り方について検討を行う。</p> <p>このため、ネットワークの中立性原則を軸として、IP網への本格的な移行を想定した競争政策上の検討課題を抽出・整理する観点から、関係各方面の参画を得て検討する場を設け、07年夏を目途に第一次の取りまとめを行う。</p> <p>これを踏まえ、引き続き検討を継続し、08年夏を目途に検討結果を取りまとめる。</p>	<p>06年11月から「ネットワークの中立性に関する懇談会」(座長:林敏彦放送大学教授)を開催し、07年9月、その報告書が取りまとめられた。</p> <p>当該報告書では、ネットワークの中立性に関する3原則を整理し、ネットワークの中立性を確保するための基本的視点として、「ネットワークのコスト負担の公平性」と「ネットワーク利用の公平性」の2つの項目を掲げ、前者を確保する観点から、P2Pによるトラフィック分散に関する技術的・社会的な実験の展開、帯域制御に関するガイドラインの策定等が提言され、また、後者を確保する観点から、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの速やかな検討、ドミナント規制の見直しに向けた具体的検討の着手等が提言された。</p> <p>これを受け、同年8月、P2Pネットワーク実験協議会(会長:浅見徹東京大学大学院情報理工学系研究科教授、総務省はオブザーバー参加)が設立され、P2P映像配信モデルや共同コンテンツ配信センターモデルの在り方について具体的な検討が開始された。</p> <p>また、帯域制御に関するルール策定については、07</p>

		<p>年9月、電気通信事業関連4団体（日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本ケーブルテレビ連盟）による検討が開始された。</p>
<p><b>(8)紛争処理機能の強化</b></p>	<p>IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。</p> <p>具体的には、意見申出制度（電気通信事業法第172条）について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、06年度中を目途に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。</p> <p>また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。</p>	<p>紛争処理機能の強化については、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書((7)参照)において検討が行われ、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案について、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非を含め、裁判外紛争処理制度(ADR)の活用について検討することが望ましい等の提言が行われた。</p> <p>なお、意見申出制度に関するガイドラインの策定及び電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにする等の施策については、引き続き検討中。</p>
<p><b>(9)市場退出ルールの見直し</b></p>	<p>電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置（例えば預託金制度）について一定のルールを確立するため、06年度中を目途にガイドラインを策定する。</p>	<p>06年12月、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定・公表した。具体的には、本ガイドラインにおいて、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等について遵守すべき基本的要件を明確化した。</p> <p>これを受け、NTT東西においては当該ガイドラインを踏まえた債権保全措置等に係る接続約款の変更につい</p>

		<p>て、07年2月、総務大臣に対して認可申請が行われ、情報通信審議会の審議を経て、同年5月、当該約款変更が認可された。</p> <p>なお、当該認可に際しては、NTT東西の債権保全措置の運用が適正に行われるよう、運用開始後2年間、定期的(四半期ごと)にNTT東西から総務省が報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じること等の条件が付された。</p>
<p>(10)その他</p>	<p>IP化が進展する中、競争ルールの一層の透明性の確保を図るほか、電気通信番号の在り方についても情報通信審議会等の場において継続的に見直しを図る。</p> <p>また、国際的に生じる新たな課題について、必要に応じて行政も積極的に関与するとともに、競争ルールの国際的整合性を確保する観点から、OECD、ITU、APEC等のマルチ(多国間)の政策協議はもとより、バイ(二国間)の政策協議を通じ、積極的に政策動向についての情報発信を行い、各国政策当局間のコンセンサスの醸成等を図る。</p>	<p>本プログラムの公表を受け、06年9月、当該プログラムの進捗状況や関連法規等について一覧性をもって閲覧可能な「テレコム競争政策ポータルサイト」を開設し、随時、コンテンツの更新を図っている。</p> <p>また、電気通信番号の在り方については、07年3月、FMCサービスに対応した060番号の付与等について情報通信審議会から答申がなされ、これを受け、電気通信番号規則の改正について、同年6月、同審議会に諮問を行い、審議中である。</p> <p>その他、OECDやバイ(二国間)の政策協議において、我が国のブロードバンド市場に関する情報提供及び説明等を継続的に実施した。</p>